

4・12:練馬・板橋・北3区

討論集会

◆注視区域1キロ圏内の居住者・その他関係者の個人情報定義があいまいな「機能阻害行為」を理由に国が収集！地方自治体は国の情報収集の手先に！ 収集・管理・利用する国の機関も不明！という重要土地等調査規制法に基づく注視区域に、練馬駐屯地(練馬区・板橋区)、十条補給統制本部(北区・板橋区)が指定され、朝霞駐屯地・キャンプ朝霞(練馬区・板橋区など)も候補地になっています。

日時:4月12日(金)18:30

会場:ハイライフプラザいたばし

問題提起:これからの取り組みを考える

◆八百川孝(十条駐屯地問題を考える北区の会)

見えてきた重要土地等調査規制法の
ねらいを踏まえて…

◆池田五律(重要土地調査規制法を憂慮する練馬区民の会)

原発など区域指定の全体状況と能動的サイバー防御関連法整備等の動きを踏
まえて…

各20分の問題提起を受けて、討論します。是非ご参加ください！

呼びかけ:十条駐屯地問題を考える北区の会／重要土地調査規制法を憂慮する練馬
区民の会／土地等利用規制法を考える板橋の会

連絡先:090-5208-5803(池田)090-1266-8645(大東)

